

平成30年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会 会議録（要旨）

- 1 日時 平成30年10月30日（火） 14時00分～15時50分
- 2 場所 大和市保健福祉センター4階 講習室Ⅰ・Ⅱ
- 3 出席者 委員9名
隅河内会長、関水職務代理、守田委員、佐藤委員、内藤委員、春日委員
木村委員、村元委員、遠藤委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 次第
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 議題
 - ①前回審議会の質問事項について
 - ②障がい者福祉計画の進行管理について
 - ③障がい福祉計画・障がい児福祉計画進行管理について
 - ④次期障がい者福祉計画（仮称）策定スケジュールについて
 - ⑤障がい者基本計画（国計画）の概要について
 - (3) その他
- 6 会議資料
 - 資料1 大和市の障がい児・者の状況について（補足）
 - 資料2 障がい者福祉計画進行管理シート
 - 資料3 障がい福祉計画における成果目標
及び地域生活支援事業の利用状況について
 - 資料4 障がい者福祉計画（仮称）策定スケジュール（案）
 - 資料5 第4次障害者基本計画 概要（厚生労働省 HP より）

【議事（要旨）】

議題①

事務局：【前回審議会の質問事項について、資料1（資料2）をもとに説明】

委員：身障手帳の新規交付者について、18歳以上の内部障がい1級取得者が166人と多いが、内部のうち特にどの部位が多いなどはわかるか。

事務局：具体的な数字は手元にないが、“等級別部位別の所持者数”を見ていただいているように、内部障がいの多くは心臓、じん臓障がいである。そのため、新規取得者の内訳も心臓、じん臓障がいが多いと推測できる¹。

¹（追記）166人のうち心臓障がい92人、じん臓障がい67人、呼吸器障がい6人、肝臓1人。

委員：平成30年度も同程度の人数が新規交付を受けると考えてよいのか。

事務局：障がい手帳新規取得者数については、前年の数字と明確な関連性があるわけではないため、前年がこの数字なので翌年はこの数字になるだろうとは必ずしもならない。

事務局：ここ2年の新規取得者数は、全等級全部位の合計では400人前後となっている。あくまで推測だが、同程度となると思われる。

議題②

事務局：【障がい者福祉計画の進行管理についてについて、資料2をもとに説明】

会長：虐待防止の項目で平成30年度が“－”となっているが、今年度の現時点ではどの程度の件数があるか。

事務局：手元に資料がなく記憶している範囲になってしまうが、第2四半期で2件、県經由で連絡があった。

会長：感覚として、前年度と比較して件数の推移はどうか。

事務局：あくまで“感覚として”だが、おおよそ同程度になると推測している。

委員：避難行動要支援者支援制度について、各自治会等へ情報を提供、共有していると認識しているが、提供した後の事務がどこまで進んでいるのか、要支援者を支える体制ができていないのかを把握することが大切ではないかと考えるがどうか。

事務局：名簿を渡した民生委員の方などに訪問などの見守りをさせていただくようになっている。

委員：そういう制度ということは承知しているが、それがどこまでできているかということである。

事務局：障がい者福祉計画では登録者数を進行管理の対象としている。健康福祉総務課主官になるが『地域福祉計画』という計画があり、そこで要支援者支援制度の推進を定めている²。障がい者福祉計画の進行管理でも登録者数以外の数値を把握するべきというご意見であれば、次期計画に向けての検討課題として把握しておく。

会長：どこの市町村も災害時の支援については苦慮している。要支援者の把握が困難という市もあれば、把握しても実際に災害発生時に支援することが困難という状況もある。大和市も問題意識を持って推進して欲しい。

会長：移動制約者移送サービス事業ということで協働事業を行っているが、この事業の継続性はどのような状況か。

² (追記) 健康福祉総務課では、年1回の名簿の更新や自治会・民児協との意見交換、アンケートを実施することで、実情の把握・推進を行っている。

事務局：3年毎に事業の見直しはあるが、今年で少なくとも10年以上³は続いている。

会 長：開始しても見直しでやめてしまう市町村もあると思うが、大和市は継続していることは良いことだと思う。

議題③

事務局：【障がい福祉計画・障がい児福祉計画進行管理について、資料3をもとに説明】

会 長：施設を増やしてほしい又は入所したいという要望も数多くあるように、地域移行を進めても入所定員を減少させるにはなかなか難しいのが現状。グループホームで手厚いサービスを充実させる等を、神奈川県全体で進めないと更なる地域移行は難しい。

議題④

事務局：【次期障がい者福祉計画（仮称）策定スケジュールについて、資料4をもとに説明】

事務局：ヒアリング調査の対象団体について、具体的には次回以降の審議会でも検討するが、株式会社など新規に開設した事業所を対象に加えることも良いと考えている。選定について何か意見があれば伺いたい。

会 長：株式会社など新規に参入しているような事業所を含める点についてはどうか。

委 員：確かに株式会社の事業所も増えている。利用者の情報収集方法もインターネットを利用するなどと変わってきているので、意見を聞き取るのには意味があるかもしれない。

委 員：民間企業は募集などを派手にやったりしているのか。

事務局：民間企業は施設に空きがあれば遠方からでも営業に来ることもある。その点は民間企業が強い点とも言える。サービス提供の主流にはならないかもしれないが、増えてきているのも確かで、意見を聞くことは意味があるのではないかと考えている。

会 長：市町村に株式会社の情報が入ってきにくいという状況もあるかと思うので、ヒアリングに加えることは有効と思う。

委 員：話はずれるが、グループホームは日中の支援がついていない。そういったことを計画に記載することはできるのか。

会 長：国、県、市のどこが行うべきかという問題もあるが、ヒアリングで多くの団体から要望がある、ということになれば計画策定の中で検討事項となるだろう。

会 長：放課後等デイサービスなど、障がい児向けサービスでは株式会社が主力になってい

³（追記）当該の協働事業は平成16年度から実施。H19年度から現在の3事業所で実施となった。

る分野もある。サービスの実態に合わせてヒアリングを行う事業所を選定していくのが良いだろう。また、予算の都合もあると思うが、基本的には経年変化を見るという意味からも“入れ替え”よりは“追加”のほうが好ましい。本日出た意見を踏まえて検討して欲しい。

議題⑥

事務局：【障がい者基本計画（国計画）の概要について、資料5をもとに説明】

事務局：第4次障がい者基本計画の各論について、順番や各項目の細部の変更はあるものの、方向性としては第3次計画を継続していると考えられる。市計画の方針は第3次国計画に沿っているため、第4次国計画へは5つの方針を大きく変更しなくても対応可能といえる。方針については今後も検討するが、現時点で次期市計画の方針についての意見があれば伺いたい。参考までに、前期計画から現行計画になる時は、5つの方針は変更していないが、3つ目の方針に「(親なき後の生活支援)」と追記する変更を行った。

会長：細かい内容は今後審議していくことだが、方針について、こういった視点を入れてはどうかなどの意見はあるか。

委員：先ほどのヒアリング対象の議題にも関係するが、障がい者団体やサービス提供事業者に限らず、一般の方を対象にしながらも障がいのある人を受け入れている団体もある。そういった立場ならではの視点、意見を取り入れていけたら良いのではないかな。そういった意味で、社会福祉協議会をヒアリング対象に入れるのも良いと思う。市の「地域福祉計画」や社協の「地域福祉活動計画」があるが、そういった当事者以外の考えも理念化していけたら良いのではないだろうか。

会長：貴重な意見だと思うがどうか。

事務局：確かにその視点での意見も必要だと思う。ヒアリング先を選定する際に参考にさせていただきます。

会長：国では“我が事・丸ごと”として地域福祉をベースに地域づくり、福祉づくりを進めるという大きな流れがある。社協はいろいろな団体の意見を集約しているようなので、社協に意見を聞くのも大事だと思う。地域には複雑なケースが増えているが、国では分野別計画が縦割りで作られている。また、国の基本方針を越えて、自治体レベルで横に広げて計画をつくるのは難しい面もあるが、組み込めなければより良い計画になるだろう。方針とするかは全体のバランスもあるが、地域福祉やこどもの福祉などを入れ込んでいければよいと思う。

委員：働ける障がい者はよいが、働けない人は「親なき後」に生活保護を受けないといけないような状況にあることが話題となっている。

会 長：就労移行支援など就労につなげる支援を重点的という方向もあるし、利用できない方向への支援という方向もある。それらを含めて親なき後の支援として幅を広げて考えていくのも必要かと思う。

委 員：就学前からその先の支援を考えた時に、切れ目のない支援を行うために学校教育の役割は重要だと思う。共生社会の実現という流れがある中で、5月に文科省、厚労省から「教育と福祉の一層の連携等の推進について」という通知が出た。今後ますます教育と福祉の連携が大切になっていくので、ヒアリング等を通して教育の視点も反映できればと思う。

委 員：高齢化による認知症が問題になっている。

会 長：認知症も障がいの一つと言える。地域包括支援センターでも高齢の精神疾患の方などの対応に苦慮しているとも聞く。

委 員：親の年金で生活している方で、親が亡くなったら生活できないというケースがある。そういった場合でも、地域包括支援センターでは高齢の方しか相談できないので、若い方の相談場所がわからない。

会 長：どうやって福祉サービスにつなげていくか。専門機関同士のネットワーク構築も課題と言えるだろう。

委 員：障がいに該当しそうなのに健康保険に入っていないため通院できない、そのため制度上障がいにも該当してこない、というケースがあった。

会 長：相模原市ではコミュニティソーシャルワーカーという、相談を専門機関につなげる担当を配置している。また、地域包括支援センターで高齢者以外でも相談にのるようにしている市町村もあるなど、どうやって救っていくかは自治体の方針や仕組みの作り方によって違う。障がいの問題の本流ではないかもしれないが、広い問題として障がい者福祉計画に組み込む可能性もあるだろう。

地域福祉、教育、親なき後の話など課題になると思われる視点が出てきた。計画にどう組み込むかは事務局で検討していただき、方針に組み込むのか、他の課で対応していくのかなどの方向性を示していただきたい。

事務局：様々な意見ありがとうございました。国計画との整合性もあるので、全てを計画に組み込めるかは現時点で何とも言えないが、本日の意見を踏まえて検討していく。

会 長：事務局の方で整理をして示してもらえればと思う。

(以降、特に意見なし。)

以上